

居宅介護支援重要事項説明書

1. 斜里町が提供するサービスについての相談窓口

斜里町居宅介護支援事業所

電話：(0152)22-2500 午前8時45分～午後5時30分まで

担当：サービス提供管理者 佐々木 啓太

※ ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. 斜里町居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	斜里町居宅介護支援事業所
所在地	斜里郡斜里町青葉町40番地2
介護保険事業所番号	0175300045
サービスを提供する地域	斜里町内全域

※上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤数	業務内容	計
管理者 介護支援専門員	社会福祉士	1名	・ケアプラン ・相談業務	1名
介護支援専門員	訪問介護員	1名	・ケアプラン ・相談業務	1名

(3) 営業日・時間

営業日及び時間	月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時30分
休日	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供の主な内容

※申請からサービスを受けるまで次のような流れとなっています。
斜里町の申請窓口は、「ぽると21」斜里町居宅介護支援事業所です。

① 申 請	→	② 訪 問 調 査	→	③ 審 査 判 定	→	④ 認 定	→	⑤ 計 画 作 成 介 護 サ ー ビ ス	→	⑥ サ ー ビ ス 開 始
-------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---	-------------	---	---	---	---------------------------------

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記金額をいただき、当町からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書は、後日当町の斜里町総合保健福祉センター地域福祉課窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援（Ⅰ）＜取扱件数が45件未満＞	
要介護度1・2	1,086単位／月
要介護度3・4・5	1,411単位／月
居宅介護支援（Ⅱ）＜取扱件数が45件以上60件未満＞	
要介護度1・2	544単位／月
要介護度3・4・5	704単位／月
居宅介護支援（Ⅲ）＜取扱件数が60件以上＞	
要介護度1・2	326単位／月
要介護度3・4・5	422単位／月

※ 各種加算

・初回加算	300単位／月
・入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位／月
・入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位／月
・退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位／回
・退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位／回
・退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位／回
・退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位／回
・退院・退所加算（Ⅲ）	900単位／回
・緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／回
・ターミナルケアマネジメント加算	400単位／回
・通院時情報連携加算	50単位／月

（２）要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合、居宅介護支援料は全額自己負担となります。

（３）解約料

利用する方は、いつでも契約を解約する事ができ、解約料金は一切かかりません。

5. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、電話で「斜里町居宅介護支援事業所 0152-22-2500」へお申し込み下さい。こちらから職員がお伺いし、介護保険制度やサービスの内容について説明をします。その後契約を締結し、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

文書で申し出下されば、いつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域

の他の居宅介護支援事業所を紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者が亡くなった場合

④その他

利用者や家族などが当町や当町の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当町の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとします。

①相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応します。

②課題分析票の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「MDS-HC方式」を使用します。

③介護サービス計画の作成

居宅サービス計画は利用者の希望に基づき作成します。なお、居宅サービス計画作成に当たっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

④サービス担当者会議

居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室において開催します。

⑤居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行います。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行います。

⑥その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため必要と認められるサービスの提供を行います。

⑦公正中立性の確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者様

に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

2. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

7. サービス内容に関する苦情

利用者からの相談又は苦情等に対する常設窓口(連絡先)、担当者の設置・相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。

また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応出来るようにするとともに担当者に必ず引継ぎします。

電話:0152-22-2500

担当者:管理者 佐々木 啓太

FAX :0152-23-6670

電話:0152-22-2500

担当 :斜里町 民生部 地域福祉課

電話 : 011-231-5161

北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課企画苦情係

8. 事故発生時の対応

(1) 事業者はサービス提供に伴って、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに市町村長、利用者の家族等に連絡をおこない、必要な措置を講じるとともに、その損害の賠償をおこないます。更に事故内容の記録を事故記録台帳に記載、保管し再発防止に努めます。

9. 秘密の保持

(1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この秘守義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。